

# 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：教育費 項：教育総務費 目：私立学校振興費

## 事業名 日本私立学校振興・共済事業団補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 私学振興・青少年課 私学助成係 電話番号：058-272-1111 (内 2462)

E-mail：[c11151@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11151@pref.gifu.lg.jp)

### 1 事業費 99,729 千円 (前年度予算額：100,304 千円)

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	100,304	0	0	0	0	0	0	0	100,304
要求額	99,729	0	0	0	0	0	0	0	99,729
決定額	99,729	0	0	0	0	0	0	0	99,729

### 2 要求内容

#### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

高齢化社会の到来に伴い、私立学校教職員共済組合の負担が増加している。そのため、私立学校教職員の福利厚生を推進し、私立学校教育の振興を図る。

#### (2) 事業内容

私学の公教育における重要性に鑑み、私立学校教職員についても、国、公立学校の教職員の共済制度と均衡を保つため、昭和28年度から私立学校教職員共済組合の行う長期給付事業に対して補助する。

○日本私立学校振興・共済事業団法(平成9年5月9日法律第48号)公布。

同事業団の事業として共済事業を実施。

・私立学校教職員共済法第35条第4項(国及び都道府県の補助)

都道府県は、当該都道府県の予算の範囲内において、事業団の共済業務に要する経費について補助することができる。

○私立学校教職員に係る長期給付掛金の負担を軽減するため、標準給与の月額額の一定割合(8/1000)を補助。

### (3) 県負担・補助率の考え方

長期給付事業に対する掛金のうち、8/1000の額を補助する。

$$\text{○補助金額} = \text{標準給与月額} \times 12 \text{ヶ月} \times (8/1000)$$

○掛金の負担割合 (千分比)

学校種	幼、小、中、高、専、各			大学
	R3年度 (見込)	R2年度	R元年度	R3年度 (見込)
組合員	79.29	77.52	75.75	87.29
学校法人等	79.29	77.52	75.75	87.29
県補助金	8.00	8.00	8.00	なし

### (4) 類似事業の有無

無し

## 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	99,729	私立学校教職員の福利厚生への推進、私立学校教育の振興
合計	99,729	

### 決定額の考え方

## 4 参考事項

### (1) 各種計画での位置づけ

○「第3次岐阜県教育ビジョン」における政策の目的

3 未来を切り拓くための基礎となる力を育む教育の推進

19 私立学校教育の振興

私立学校は、建学の精神と独自の教育理念に基づく特色ある教育活動を行っており、本県の学校教育において重要な役割を果たしていることから、私立学校が、特色と魅力のある学校づくりに向けて、児童生徒のニーズに応えられるよう支援していく。

## 県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

補助事業名	日本私立学校振興・共済事業団補助金
補助事業者（団体）	日本私立学校振興・共済事業団 （理由）私立学校教職の福利厚生を推進し、私立学校教育の振興を図るため、事業団が行う長期給付事業に対し補助する。
補助事業の概要	（目的）私学の公教育の重要性を鑑み、私立学校教職員についても、国公立学校の共済制度と均衡を保つため、福利厚生を推進し、私立学校教育の振興を図る。 （内容）私立学校教職員の福利厚生、及び私学振興を目的とする日本私立学校振興・共済事業団に補助を行い、私立学校教職員に係る長期給付掛金を軽減し、福祉の増進を図る。
補助率・補助単価等	定額・定率・その他（例：人件費相当額） （内容）私立学校教職員の標準給与年額の 8/1000 の額を補助。 （理由）私立学校教職員に係る長期給付掛金を軽減するため、県の予算の範囲内において定率を補助。
補助効果	高齢化社会の到来に伴い負担が増大している私立学校教職員に係る長期給付掛金に補助を行うことにより、県下の私立学校教職員及び学校法人等の負担軽減を図ることができる。
終期の設定	終期 令和 5 年度 （理由）終期到来時の達成状況や事業運営状況等を踏まえて、その後の方針を検討する。

### （事業目標）

<p>・ 終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>高齢化社会の到来に伴い負担が増大している私立学校教職員に係る長期給付掛金に補助を行うことにより、県下の私立学校教職員及び学校法人等の負担軽減を図るとともに、日本私立学校振興・共済事業団の健全財政を維持することで、私立学校教育の振興を図る。</p>
--

### （目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H**年度末)	目標 (R3 年度末)	目標 (終期)
私学の教職員についても、国、公立学校教職員の共済制度と均衡を保つことを目的としているため、具体的な指標を設定することができない	/	/	/

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度 (要求)
補助金交付実績	83,475 千円	91,565 千円	84,068 千円	(予算額) 100,304 千円	(要求額) 99,729 千円
指標①目標					
指標①実績				(推計値)	(推計値)
指標①達成率	%	%	%	(推計値) %	(推計値) %

(前年度の成果)

私立学校教職員に係る長期給付掛金に補助を行うことにより、県下の私立学校教職員及び学校法人等の負担軽減を図るとともに、私立学校教育の振興を図った。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

私立学校教職員の福祉を増進し、私立学校教育の振興を図るためには、必要財源の確保及び業務の効率化に向け日本私立学校振興・共済事業団及び会員に対しより一層の自助努力を求めるとともに、制度を安定的に運用するため長期給付事業に対する補助の充実も必要とされる。

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）

○：必要性が高い      △：必要性が低い

(評価) ○ 私学の公教育における重要性に鑑み、国公立教職員の共済制度と均衡を保つ必要があるとともに、高齢化社会の到来により私学教職員の負担はさらに増大することが考えられることから、日本私立学校振興・共済事業団の行う長期掛金事業に対し補助を行い、私学教職員の福祉を増進し、私学教育の振興を促進する必要がある。

・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）

○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている  
△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価) ○ 日本私立学校振興・共済事業団の行う長期給付事業に対し補助し、掛金の軽減を行うことで、私立学校教職員の福祉を増進し、私学教育の振興を促進した。

・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）

○：効率化は図られている      △：向上の余地がある

(評価) ○ 補助を行う日本私立学校振興・共済事業団は、私立学校教職員の福利厚生と私立学校教育の振興を目的とする全国団体であり、

	補助を行うことにより、直接的に私立学校教職員の福祉を増進することができ、事業の効率性が図られている。
--	--

**(事業の見直し検討)**

国公立学校教職員の共済制度との均衡を保ち、私立学校教職員の福祉を増進するとともに、私学振興を促進するため、継続して必要な支援を行う。
--

**(終期到来時の翌年度以降の事業方針)**

継続・削減・統合・廃止 (理由)
---------------------